

事務連絡
平成26年8月27日

各都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

子ども・子育て支援新制度における利用調整等について（情報提供）

平素より子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行準備にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

子ども・子育て支援新制度においては、児童福祉法に新たに利用調整の仕組みが設けられ、保育の必要性のあるすべての子どもについては、当分の間、市町村による利用調整を受けることとされたところです。

利用調整の趣旨及び当該運用に係る国の考え方については、関係政令・府省令公布後、改めて通知することとしておりますが、各地方自治体において、平成27年度からの保育の必要性の認定及び保育利用希望申込みの開始時期が迫っていることから、取り急ぎ、その考え方について事前に情報提供いたします。

各都道府県におかれましては、管内市町村に御周知いただくとともに、各市町村で適切な運用がなされるよう適切なお配意をお願いいたします。

【本件連絡先】

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL : 03-6257-1465 (直通)

FAX : 03-3581-2521

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL : 03-3595-2542 (直通)

FAX : 03-3595-2674